

優秀映画鑑賞推進事業実施細目

◎ 各都道府県教育委員会等の担当部署の方へ

1. 都道府県単位の優秀映画鑑賞推進事業実行委員会（以下「都道府県実行委員会」という。）について

本事業の円滑な実施のため、主催者と興行組合との間の連絡調整が必要になることがあります。その場合は、都道府県実行委員会の設置をお願いします。

都道府県実行委員会を設置する場合、会場となる公立文化施設等（以下「実施会場」という。）の主催者の代表者、都道府県単位で構成される興行組合の代表者、学識経験者及び教育委員会の代表者等によって構成してください。

2. 各都道府県教育委員会等または都道府県実行委員会の役割

- ① 国立映画アーカイブが提示するプログラムリストにより実施会場の要望（上映日程を含む）を募り、これを取りまとめてください。取りまとめた回答文書は、指定の期日までに、本事業委託業者（令和6年度中は株式会社オーエムシー）までメールで提出してください。なお、実施会場及び日程の最終的な決定は、国立映画アーカイブで行います。
- ② 各実施会場間の連絡調整をお願いします。特に近接した実施会場間における希望プログラムの重複、希望開催日時の調整に留意ください。
- ③ 決定通知等は、受領後速やかに実施会場への周知をお願いします。
※詳細については「令和7年度度優秀映画鑑賞推進事業進行表」ご参照ください。
- ④ 必要に応じて各実施会場へ35mm映写機レンタルについて斡旋を行うようお願いします。
- ⑤ 主催者と興行組合との間の連絡調整をお願いします。

◎ 実施会場（主催者）の方へ

1. 実行委員会の設置について

本事業の実施に当たっては、「優秀映画鑑賞推進事業実施要項」第5条第3項の規定により、各実施会場単位で、実行委員会を設置することが義務づけられています。実行委員会は、会場となる公立文化施設等の長、及び当該地域の主催者、映画興行関係者、学識経験者、教育委員会の代表者等によって構成してください。その他、実行委員会の設置に際しては、様式1「優秀映画鑑賞推進事業実行委員会規約」に準じてください。

実行委員会規約及び実行委員名簿は、6. に記載の「確約書」とあわせて令和7年5月末日までに提出してください。

2. 観覧料について

「優秀映画鑑賞推進事業実施要項」第8条に「観覧料の額は、成人1人500円の範囲内で会場施設等の主催者がこれを定める。」と規定されています。各実施会場で必ず観覧料を徴収してください。なお、ここで言う「成人1人500円」とは、1作品1回上映に対する成人の観覧料です。

3. 実施期間について

全国の会場を巡回するため、長期間の実施には応じられません。最長5日間の期間を選択してください。

4. 【重要項目】上映回数について

各作品の上映回数の上限は以下のとおりです。

- ・DCPの上映回数は、1会場につき1回のみ。ただし、全興連加盟の主催者及び館は、AからYまでのフィルム上映のみ選択いただけます。
- ・Kプログラム『どついたるねん』の上映回数は、1会場につき1回のみ。
- ・その他のフィルム作品の上映回数は、1会場1作品につき2回まで。

例 DCPプログラムを選択した場合は全1回、Kプログラムは全7回、その他のプログラムは全8回が1会場の上映回数の上限となります。

5. 【重要項目】DCP借用料等の一部の支払い方法について

DCP借用料等の一部を主催団体様にもご負担いただきます。上映終了後、国立映画アーカイブから請求書をお送りしますので、請求書発行日の翌月末までにお支払いください。

6. 確約書の提出について

各実施会場は、本事業が採択された場合は、令和7年5月末日までに、様式2「優秀映画鑑賞推進事業実施確約書」を上記「実行委員会規約・名簿」と併せて本事業委託業者へ送付してください。確約書に反して上映回数の超過が判明した会場には、超過分について権利料の請求が発生する場合や、開催中止となる場合がありますこと、ご了承ください。

7. 映画フィルム及びDCPの運送について

本事業に係る映画フィルム及びDCPの運送は、国立映画アーカイブと運送業者（令和6年度はヤマト運輸株式会社）との間で業務委託契約を締結し、国立映画アーカイブが運送費を負担します※。誤って運送費を支払う・着払いで発送する等がないよう、各実施会場においても所属職員に周知徹底をお願いします。

※搬送伝票は、原則として各実施会場の最寄りの運送業者の営業所の担当者が持参します。営業所担当者の錯誤等、何らかの事由により配送伝票が持参されない場合等は、運送費は全て国立映画アーカイブの負担となる旨を、営業担当者にお伝えください。不明な点については、**本事業委託業者（令和6年度は株式会社オーエムシー）**にご連絡ください。

8. 映画フィルムの取扱いについて

様式2「優秀映画鑑賞推進事業実施確約書」の別紙「優秀映画鑑賞推進事業遵守事項」の「9」に規定する「フィルム取扱注意事項」等については、添付資料5「フィルムの映写と取扱いに関する主催者へのお願い」は、すべて運送される映画フィルムの各作品の1缶（巻）目に封入されているので、実際に映画フィルムを取扱う映写技師等との間で確認してください。

②「フィルム取扱注意事項」については、事前に主催者から映写技師に記入していただくよう、お早めにご依頼ください。上映後は、映写技師に①「フィルム巡回先リスト」及び③「上映報告書」を記入してもらおうよう周知してください。

また、フィルムの破損等の映写事故が発生した場合は、すみやかに「フィルムの映写と取扱いに関する主催者へのお願い」及び④「事故報告書」に図示している経路に従って、連絡を行ってください。（フィルムの状態については、国立映画アーカイブで作成する「令和7年度優秀映画鑑賞推進事業 プリント報告書」をフィルム缶に同封します。）①～④はすべて、フィルム缶に再封入して、返送をお願いします。

9. 『鑑賞の手引』等の発送について

本事業の上映作品を解説したパンフレット『鑑賞の手引』は、希望部数に応じて各実施会場に直接送付します（上限500部）。この『鑑賞の手引』は、令和7年5月中旬以降に、運送業者から各実施会場に発送する予定です。また、フィルム及びDCPの搬送表、作品別梱包数等一覧表は、5月中にメールにて各会場に送付する予定です。

10. 広報印刷物の作成について

① 各主催者が作成する広報印刷物（チラシ等）には本事業名「優秀映画鑑賞推進事業」及び主催者名・特別協力名を明記し、国立映画アーカイブのロゴも併せて掲載してください。上映会の日時と作品を明記した広報の開始時に、広報画像またはURL等を本事業事務局（株式会社オーエムシー）へ必ずご報告ください。報告のない会場には、上映フィルム（DCP含む）が発送されない場合があること、ご了承ください。また、各主催者が作成した広報印刷物は、本事業委託業者へ各1部をお送りください。

▼本事業の以下の媒体に、事業名・主催者名・特別協力名・国立映画アーカイブのロゴを掲載してください。

- ・チラシ、ポスター
- ・会場パネル等
- ・ウェブサイト

[事業名・主催者名・特別協力名について]

1. 事業名は以下のとおりです。

令和7年度 優秀映画鑑賞推進事業

2. 主催者名・特別協力名は以下のとおりです。

主 催：各主催団体/国立映画アーカイブ

特別協力：各主催団体の特別協力/文化庁/一般社団法人日本映画製作者連盟/全国興行生活衛生同業組合連合会/松竹株式会社/東宝株式会社/東映株式会社/株式会社 KADOKAWA

3. 優秀映画鑑賞推進事業と、それ以外のイベント等を同時に開催する場合は、それぞれの主催者等が明確に分かるようにご記載ください。

(記載イメージ)

〇〇〇〇映画祭

日 程：〇〇〇〇

観覧料金等：〇〇〇〇

主 催 者：〇〇〇〇

特 別 協 力：〇〇〇〇

上映特集〇〇〇 又は 上映作品名『〇〇〇』 令和7年度 優秀映画鑑賞推進事業

主催者 各主催団体/国立映画アーカイブ

特別協力 各主催団体の特別協力/文化庁/一般社団法人日本映画製作者連盟/全国興行生活衛生同業組合連合会/松竹株式会社/東宝株式会社/東映株式会社/株式会社 KADOKAWA

▼国立映画アーカイブのロゴの掲載について

- ・チラシ・ポスター等の表面に、デザイン上の支障が無い範囲で最大限の記載をしてください
- ・ウェブサイトは恒常的にロゴが表示されることが望ましいですが、適宜の場所に、支障が無い範囲で最大限の記載をお願いします
- ・いずれの掲載媒体についてもロゴサイズの指定はありません

② 広報印刷物に使用する各作品のスチル写真は、様式2「優秀映画鑑賞推進事業実施確約書」の提出後、本事業委託業者より各実施会場にデータで提供いたします。また、『鑑賞の手引』に掲載されている各作品の解説文を、主催者が作成する広報物の原稿として使用することも可能です。なお、各データは本事業のみに使用し、事業実施後は確実に破棄していただくようお願いいたします。

1 1. 本事業の実施報告について

- ① **本事業に係る上映の終了後3週間以内に、様式3「令和7年度優秀映画鑑賞推進事業実施報告書」を本事業委託業者に送付してください。**「令和7年度優秀映画鑑賞推進事業実施報告書」の書式は、令和7年6月中に本事業委託業者より実施会場へ送付（データ送信）いたします。
- ② 本事業の今後の参考に資するため、各実施会場でアンケート（様式3別紙「映画をご覧になられた方へのアンケート」）を実施してください。なお、**様式3の事業実施報告書にはこのアンケートの集計結果のみを記入し、**主要意見については同報告書8「意見・感想等」欄か別紙に記載してください。

1 2. 本事業の外部委託について

本事業は、外部業者に業務委託をしています。国立映画アーカイブからの各種文書は、本事業委託業者より送付します。また、上記の様式2「優秀映画鑑賞推進事業実施確約書」、様式3「令和7年度優秀映画鑑賞推進事業実施報告書」及び添付資料は、**すべて本事業委託業者へ送付してください。**なお、本事業の運営に係る事務連絡も、すべて本事業委託業者を窓口として行います。

以上